

大分県報

平成二十年
四月一日
号外（四〇）

（火曜日）

目次

大分海区漁業調整委員会告示

- 投錨して行う船釣りの禁止……………一
大分県海域におけるあみ等のまきえの使用の禁止……………一
投錨して行う船釣り及びあみのまきえを使用して行う船釣りの禁止……………二
あみのまきえを使用して行ういそ釣りによるまだいの採捕の禁止……………二
あみ等のまきえを使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為の禁止……………三
たる流し漁業の禁止……………四

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり投錨して行う船釣りを禁止する。

平成二十年四月一日

大分海区漁業調整委員会会長

内 田 健

一 禁止区域

次に掲げる口、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

点イ 大分市大字細と同市大字馬場との境界が海岸線と接する点

点ロ 点イから真方位百一度五十二分五百十四メートルの点

点ハ 北緯三十三度十九分五十四秒東経百三十一度四十六分五十四秒（日本測地系で北緯

三十三度十九分四十二秒東経百三十一度四十七分三秒）の点

点ニ 北緯三十三度二十分五十八秒東経百三十一度五十二分四十三秒（日本測地系で北緯

三十三度二十分四十六秒東経百三十一度五十二分五十二秒）の点

平成二十年四月一日

大分県報号外（大分海区漁業調整委員会告示）

一

- 点ホ 点ニから愛媛県西宇和郡伊方町赤崎鼻見通し線上六千三百メートルの点
点ヘ 点ホから大分市大字佐賀関牛島見通し線上二千七百五十メートルの点
点ト 点ヘと大分市大字佐賀関高島東端を結んだ線と大分市大字佐賀関関崎灯台と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線との交点
点チ 大分市大字佐賀関関崎灯台
二 禁止期間
平成二十年六月一日から平成二十一年五月三十一日まで。

大分海区漁業調整委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、大分県海域におけるあみ等のまきえの使用を次のとおり禁止する。

平成二十年四月一日

大分海区漁業調整委員会会長

内 田 健

一 禁止区域

- | 地 区 | 域 | いそ釣りのあみ（おきあみを含む。）のまきえの使用禁止区域 | いそ釣りのあみ（おきあみを含む。）のまきえの使用禁止区域 |
|---------|---|--|------------------------------|
| 佐伯市鶴見地区 | 一 佐伯市鶴見梶寄大礫から佐伯市鶴見と同市米水津との境界に至る間（沖いそも含む。）
二 佐伯市鶴見梶寄浦地蔵崎先端から同市鶴見丹賀浦女郎崎先端に至る間（沖いそも含む。） | 一 佐伯市鶴見宇戸島の頂上から零度の線と、佐伯市鶴見と同市米水津との最大高潮時海岸線における境界点から八十三度の線との間における佐伯市鶴見内（大島、高手島、小間島及び先ノ瀬を含む。）の最大高潮時海岸線から千メートルの距離の線以内の海面。ただし、次の海面を除く。
1 大島壇の鼻と立花崎を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海面
2 宇戸島の頂上から零度の線と、同島頂上から高手島西端見通し線との間における、佐伯市鶴見内（高手島及び小間島を除く。）の最大高潮時海岸線から千メートルの距離の線以内の海面
二 佐伯市鶴見岩瀬を中心として半径千メートルの円で囲まれた海面 | いそ釣りのあみ（おきあみを含む。）のまきえの使用禁止区域 |

注	津久見市 四浦地区	一 津久見市大字保戸島と大字四浦との境界（ともうちばえ）から津久見市大字四浦字高浜の護岸北端に至る間（沖いそも含む。）	次のイ、ロ及びハの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海面 イ 津久見市大字保戸島と大字四浦との境界（ともうちばえ） ロ イから佐伯市鶴見先ノ瀬見通し線上七百メートルの点 ハ 津久見市大字四浦字高浜の高浜沖防波堤北端	
	保戸島地区	津久見市保戸島（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の諸島を含む。）の最大高潮時海岸線から七百メートルの距離の線以内の海面。ただし、保戸島と津久見市大字四浦との境界（ともうちばえ）から大分市大字佐賀関島東端見通し線及び同境界から佐伯市鶴見先ノ瀬見通し線以西の海面を除く。	津久見市保戸島（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の諸島を含む。）	
	佐賀関半島地区	一 大分市大字佐賀関高島全域 二 大分市大字佐賀関牛島全域	関埼灯台と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線と大分市と臼杵市との最大高潮時海岸線における境界点から津久見市地無垢島西端見通し線との間における大分市内（高島、牛島、葛島、平瀬及び権現砦を含む。）の最大高潮時海岸線から千メートルの距離の線以内の海面	
大分海区漁業調整委員会告示第四号 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、あみ（おきあみを含む。）のまきえを使用して行ういそ釣りによるまだいの採捕を次のとおり禁止する。 平成二十年四月一日 大分海区漁業調整委員会会長 内 田 健				
大分海区漁業調整委員会告示第三号 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり投錨して行う船釣り（イカ釣りを除く。）及びあみ（おきあみを含む。）のまきえを使用して行う船釣りを禁止する。 平成二十年四月一日 大分海区漁業調整委員会会長 内 田 健				
一 禁止区域 共第二十九号共同漁業権漁場区域内。ただし、大分市大字佐賀関高島東端から津久見市沖無垢島東端を見通した線の延長線以西の区域で、次の点イから点ロの間の沖無垢島の最大高潮時海岸線、点ロから点ハを結んだ直線、点ハから点ニの間の地無垢島の最大高潮時海岸線及び点ニから臼杵市飛潮埼を見通した線以南の区域を除く。 点イ 津久見市沖無垢島東端 点ロ 津久見市沖無垢島南端 点ハ 津久見市地無垢島北端 点ニ 津久見市地無垢島南端 二 禁止期間 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで。				
大分海区漁業調整委員会告示第四号 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、あみ（おきあみを含む。）のまきえを使用して行ういそ釣りによるまだいの採捕を次のとおり禁止する。 平成二十年四月一日 大分海区漁業調整委員会会長 内 田 健				
一 禁止区域 大分市大字佐賀関字小黒の防波堤から同市大字一尺屋の串ヶ鼻先端に至る間 二 禁止期間 平成二十年九月一日から同年十二月三十一日まで。				

大分海区漁業調整委員会告示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、あみ等のまきえを使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為（以下「まきえ船釣り等」という。）を次のとおり禁止する。ただし、第三種共同漁業権に基づき当該船釣りを行う場合は、この限りでない。

平成二十年四月一日

大分海区漁業調整委員会会長

内 田

健

（禁止区域等）

一次に掲げるロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた海域。ただし、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ル、ヌ及びリの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた海域において、大分海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が漁業調整上支障がないとして承認した船舶（以下「承認船舶」という。）を使用して行う場合は、この限りでない。

点イ 大分市大字細と同市大字馬場との境界が海岸線と接する点

点ロ 点イから真方位百一度五十二分五百四メートルの点

点ハ 北緯三十三度十九分五十四秒東経百三十一度四十六分五十四秒（日本測地系で北緯

三十三度十九分四十二秒東経百三十一度四十七分三秒）の点

点ニ 北緯三十三度二十分五十八秒東経百三十一度五十二分四十三秒（日本測地系で北緯

三十三度二十分四十六秒東経百三十一度五十二分五十二秒）の点

点ホ 点ニから愛媛県西宇和郡伊方町赤崎鼻見通し線上六千三百メートルの点

点ヘ 点ホから大分市大字佐賀関牛島見通し線上二千七百五十メートルの点

点ト 点ヘと大分市大字佐賀関高島東端を結んだ線と大分市大字佐賀関関崎灯台と愛媛県

西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線との交点

点チ 大分市大字佐賀関関崎灯台

点リ 東経百三十一度四十九分五十一秒（日本測地系で東経百三十一度五十分〇秒）の経

線と大分市の北側海岸線との交点

点ヌ 北緯三十三度十八分十二秒東経百三十一度四十九分五十一秒（日本測地系で北緯三

十三度十八分〇秒東経百三十一度五十分〇秒）の点

点ル 北緯三十三度十八分五十八秒東経百三十一度五十六分五十一秒（日本測地系で北緯

三十三度十八分四十六秒東経百三十一度五十七分〇秒）の点

（承認申請者）

二 前項ただし書に規定する承認（以下「承認」という。）申請は、次の者が行うものとする。

1 漁業のために使用される船舶にあつては、当該船舶を使用する漁業者

2 遊漁のために使用される船舶にあつては、当該船舶を使用する遊漁者

3 遊漁案内行為のために使用される船舶にあつては、当該船舶を使用する遊漁船業者

（承認対象船舶）

三 承認の対象となる船舶は、次の船舶とする。

1 第一項ただし書に規定する海域におけるまきえ船釣り等に関し、沿岸漁場整備開発法

（昭和四十九年法律第四十九号）第二十四条第一項の規定に基づく漁場利用協定（以下

「漁場利用協定」という。）を締結した団体の構成員が使用する船舶

2 前号の漁場利用協定と同等の内容のまきえ船釣り等の規制を遵守する旨委員会に対し

誓約した者の使用する船舶

（漁場利用協定）

四 前項第一号の漁場利用協定は、次の要件を満たさなければならない。

1 大分県農林水産部漁業管理課長の立会いのもとに締結されたものであること。

2 協定締結の当事者に大分県漁業協同組合が含まれているものであること。

（承認証の交付）

五 委員会は、承認をしたときは、まきえ船釣り等承認証（以下「承認証」という。）を承認申請者に交付する。

（承認証の備付義務）

六 承認を受けた者は、承認船舶を使用して第一項ただし書に規定する海域においてまきえ

船釣り等を行うときは、承認証を承認船舶に備え付けておかなければならない。

（指摘事項の遵守）

七 承認を受けた者は、承認船舶を使用して行う第一項ただし書に規定する海域におけるま

きえ船釣り等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。

（承認の取消し）

八 委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反する行為があつた

ときは、承認を取り消すことができる。

（取扱要領）

九 この指示に定めるもののほか、承認等に係る事項については、委員会が別に定める。

（指示の有効期間）

平成二十年四月一日

大分県報号外（大分海区漁調委告示）

十 この指示の有効期間は、平成二十年六月一日から平成二十一年五月三十一日までとする。

大分海区漁業調整委員会告示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおりたる流し漁業（立縄釣漁業）（一端を浮子で海面上に保持し、海中において垂直に立つようにした釣漁具を使用して行う漁業をいう。）を禁止する。

平成二十年四月一日

大分海区漁業調整委員会会長

内

田

健

一 禁止区域

豊後水道（大分県関埼灯台と愛媛県佐田岬灯台を結んだ直線以南）の大分県海域

二 禁止期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで。